

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 1件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年7月まで  
② 平成2年12月  
③ 平成3年4月及び同年5月  
④ 平成3年9月  
⑤ 平成4年1月  
⑥ 平成4年3月

来日したときは外国籍だったので、国民年金の加入資格や将来の国民年金受給について市役所の年金相談員に相談し、その説明に従って、妻が夫婦二人分の過年度分と現年度分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、平成4年5月27日に市役所に相談に出向き、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付できるとの説明を受け、その説明に従って、申立人の妻が申立人と妻の二人分の現年度保険料を納付するとともに、過年度保険料も納付してきたと主張しているところ、申立期間①のうち、2年6月及び同年7月の保険料については、申立人夫婦が市役所に相談に行った直後に納付したとする過年度保険料であり、かつ、申立人の妻の保険料は納付済みとなっている上、当該期間の保険料に還付・充当の記録も無いことから、申立人の保険料は納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間①のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料については、妻の保険料も未納であるほか、現年度保険料の最初の納付日が4年6月8日であることが社会保険庁の記録により確認できることから、2年

4月の保険料については、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②の国民年金保険料については、2年の時効を超えて納付されたため、3年2月の保険料に充当されたことが確認でき、同様に、申立期間③、④及び⑤の各保険料も各々3年6月及び同年8月、同年12月並びに4年2月の保険料に充当され、申立期間⑥の保険料については、充当できる保険料に見合う未納月が無いいため還付されているなど、申立人の妻の納付状況とも相違していることを踏まえると、これら還付・充当等の記録を疑わせる事情も見当たらないことから、申立人の当該期間に係る保険料が納付されていたものとは認め難い。

さらに、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から2年5月まで  
② 平成3年8月及び同年9月  
③ 平成4年1月から同年3月まで

私は2年間の海外留学を終え平成元年1月に帰国し、夫は同年5月に来日した。夫が外国籍だったので国民年金の加入資格があるのか、将来国民年金を受給できるのか気になり、市役所に行って相談した。未納分の国民年金保険料も2年間さかのぼって納付できるということだったので、私が夫と私の二人分の過年度分と現年度分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、平成4年5月27日に市役所に相談に出向き、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付できるという説明を受け、その説明に従って、申立人が、自分と夫の二人分の現年度保険料を納付するとともに、過年度保険料も納付してきたと主張しているところ、申立期間③のうち、4年2月の保険料については、申立人の夫の保険料は納付済みとなっているとともに、申立人に係る社会保険庁の還付・充当の記録も無いことから、申立人の保険料は納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間①のうち、平成元年1月から2年3月までの期間については、申立人は、夫の国民年金保険料とは別に自分の保険料だけを納付していたと主張しているが、当該期間の保険料の納付状況についての申立人の記憶は曖昧であるほか、申立人が帰国後、A市において国民年金の住所変更の手続を行ったのは、申立人が所持している国民年金手帳及び同市の記録から夫

の国民年金について同市へ相談に行った4年5月27日と考えられ、その時点において、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①のうち平成2年4月の国民年金保険料及び申立期間③のうち4年1月の保険料については、申立人の夫も未納であるほか、申立期間①のうち2年5月及び申立期間②の保険料は、2年の時効を超えて納付されたため、各々2年8月、3年11月及び同年12月の保険料に充当されている上、申立期間③のうち4年3月の保険料については、充当できる保険料に見合う未納月が無いいため還付されているなど、申立人の夫の納付状況とも相違していることを踏まえると、これら還付・充当等の記録を疑わせる事情も見当たらないことから、申立人の当該期間に係る保険料が納付されていたものとは認め難い。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月及び同年 11 月並びに 40 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月及び同年 11 月  
② 昭和 40 年 3 月

私が所持している領収書では、昭和 49 年 11 月 15 日に、37 年 3 月から 9 か月分の国民年金保険料を 1 か月当たり 900 円として 8,100 円特例納付しているため、37 年 10 月及び同年 11 月の保険料は納付している。

また、昭和 40 年 3 月も国民年金保険料を納付していると思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する領収書により昭和 49 年 11 月 15 日に当該期間を含めて 9 か月分の国民年金保険料を特例納付したことが確認でき、納付した時点においては、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付できない期間であるが、当該期間の保険料が還付された事実は認められないことから、行政機関側において、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、申立期間②については、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳の摘要欄の記載内容から、昭和 40 年 8 月 26 日に当該期間の国民年金保険料を過年度納付していることが推認できる一方、納付した時点においては、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付できない期間であるが、当該期間の保険料が還付された記録は確認できないことから、本来行政機関においてなされるべき処理がなされないまま放置されたと考えられ、申立人の保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと認められる。

これらのことを踏まえると、申立期間の国民年金保険料について、制度上

資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

学生のと看、近所の方から国民年金制度が始まることを聞き、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。母親から口頭で、将来のために、就職するまでは掛けていくからと具体的に聞いているので、申立期間に保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿等）は無く、その母親は既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から43年3月まで  
私が20歳になったときに、父が自宅で国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで、父が自宅で自治会の方に国民年金保険料を納付した。  
申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年8月に申立人の妹と連番で払い出されたことが確認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妹も、20歳到達後の申立期間に係る期間については、未納となっている上、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年6月まで  
申立期間の国民年金保険料は半年ごとに納税組合に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格取得日（平成7年2月17日）及び資格喪失日（平成8年7月1日）の記録は、基礎年金番号に集録されているものの、平成9年1月以降に基礎年金番号に統合されたことにより使用されることが無くなった国民年金手帳記号番号に集録されていないことから、当該被保険者記録は9年1月以降に追加されたものであり、それまでは国民年金の未加入期間であったものと推認され、申立期間当時は、納税組合に国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、納税組合に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、申立期間前後（平成5年4月から6年2月までの期間、9年6月から同年12月までの期間及び16年9月）の保険料をすべて過年度納付しているなど、申立人の申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から48年3月まで

元妻が長女を妊娠したころ、病院へ行くため国民健康保険に加入しようとA市役所へ行ったが、窓口で国民健康保険に加入するなら国民年金にも加入しなければならないと言われたので加入し、国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が21歳のころ、申立人の元妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の元妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の元妻からの証言は得られない上、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の元妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、当時、母子健康手帳の交付を受けるには国民年金への加入が必要であったとして、母子健康手帳の写しを提出しているが、関係市においては、同手帳の交付と国民年金の加入は別に取り扱っていたと回答していることから、当該資料の提出をもって、申立期間当時、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 46 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 46 年 8 月まで  
20 歳になった春に国民年金保険料の納付書が届き、母がそれを私に見せて先のことを考えて払っておくからと言ったことがある。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 8 月 22 日に A 市において、任意加入被保険者として払い出されており、その時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、20 歳になった昭和 44 年に申立人の母親が国民年金保険料の納付書を見せてくれたと主張しているが、申立期間当時居住していた B 市では、国民年金の納付方法について納付書を使用するようになったのは昭和 48 年度からと回答していることから、申立人の主張には不自然な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月25日から28年1月1日まで  
② 昭和28年4月20日から34年10月4日まで

私の申立期間は、社会保険事務所の記録では、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続きを行っていないので、受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省保険局（当時）が同台帳の写しを社会保険事務所に回答した場合に押印される「回答済 34. 11. 10」との記載が認められるところ、この回答日から支給決定日までは約1か月半と近接していることから、社会保険事務所により脱退手当金支給のための裁定事務が行われたものと考えられ、申立期間の脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間②に勤務したA社において、昭和27年9月から45年6月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の中で、脱退手当金の受給資格がある6人全員が脱退手当金を受給しており、その6人のうち4人が厚生年金保険被保険者資格の喪失後6か月以内に支給決定されている上、その中の同僚一人は、「申立期間当時に事業所から脱退手当金の説明を受けた。事業所が私の代わりに請求手続きをしてくれたのではないかと思う。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。